平成２５年（フ）第１７９号
東京都板橋区双葉町12番８号
破産者　株式会社ポプラ
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８号
千葉県茂原市東郷1855番地１　プレミール東郷Ｃ103号
破産者　小倉　義雄
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
千葉県茂原市高師560番地
破産者　東條　誠壽
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２１５０号
東京都新宿区下落合１丁目４番３―106号
破産者　ＴＴＣ建設株式会社
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２３６号
千葉県市川市北方３丁目20―11
破産者　高石　光司
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１４号
静岡県島田市9568番地の10
破産者　有限会社オフデュ
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８１号
静岡市清水区長崎512番地の４
破産者　株式会社静岡グリーン・フーズ
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９５号
静岡市葵区川合３丁目12番15号
破産者　株式会社ＳＴサポート
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２９号
静岡県藤枝市高柳１丁目４番30号
破産者　日本ソーラー技研株式会社
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７号
静岡市葵区与一１丁目２番34号
破産者　株式会社朝比奈配管工業所
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５５９号
愛知県日進市藤島町瓶ノ側38番地１
破産者　株式会社福和クリーナー（旧有限会社福和クリーナー）
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１８号
名古屋市中区三の丸３丁目１番１号
破産者　有限会社市役所内地下第一食堂
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５００号
沖縄県宜野湾市上原１丁目６番11号
破産者　沖縄県エコ事業協同組合
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３５５号
北海道旭川市春光台２条１丁目２番９号
破産者　ユニバーサル・フーズ有限会社
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８号
秋田県横手市柳田12番11
破産者　秋田県南木材高度加工協同組合
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１１８号
金沢市若宮町ホ40番地１
破産者　有限会社金沢シティ運転代行
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１号
鳥取県米子市米原９丁目１番52号
破産者　株式会社国・勝
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第４３号
岡山市中区倉田207番地８
破産者　友光　　誠
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９９号
長崎県諫早市津久葉町５番121号
破産者　株式会社マイクロマテリアルズジャパン
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
沖縄県那覇市首里鳥堀町５丁目26番地３
破産者　有限会社隆電設
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３３号
長崎県佐世保市鹿子前町956番地39　パークサイド鹿子前204号室、住民票上の住所長崎県長崎市昭和２丁目２番15号
破産者　中村　　聡
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２５３３号
札幌市豊平区平岸４条13丁目７番２号　グリーンホームズ105号
破産者　田村　和也
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部